

平成17年度 第2回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成18年3月8日(水) 午後6時30分

場 所 市役所4階 401会議室

出席者

〔委員〕 向田直範、矢吹徹雄、植松美由紀、酒井哲夫、村上岑子

〔事務局〕 白井総務部長、藤田総務部参事(文書・統計担当)、同担当主査日向、西澤、
竹永総務部参事(土地情報担当)、同担当那須野、伊藤市民生活課長、吉田
総合危機管理課長、久保田健康づくり課長

傍聴者 0名

議 題 【諮問】「総合型地理情報システム(GIS)」による個人情報の利用について

配付資料

①会議次第

②諮問書～「総合型地理情報システム(GIS)」による個人情報の利用について(写)

③諮問書～「総合型地理情報システム(GIS)」の概念図

○ 開会

【藤田参事】ただいまより平成17年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を
開会いたします。開会にあたり向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】

お忙しいところありがとうございました。・・・・・・・・・・・・・・・・

本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

○ 議事

【藤田参事】本日は、「総合型地理情報システム(G I S)」による個人情報の利用につ
いての1件のみの諮問案件についてご審議を頂きます。よろしくお願いいたします。

【向田会長】それでは、市長からの諮問を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【白井部長】市長、助役が所用のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたし
ます。

石土情参第 25号

平成18年3月8日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

「総合型地理情報システム(G I S)」による個人情報の利用について(諮問)

土地情報担当では、「統合型地理情報システム（G I S）」を構築し、現在、運用中であります。このシステムは、庁内各部局が保有・管理している各種図面及び情報を統合・共有化することにより、事務・事業の迅速かつ正確な対応を図ることを目的とするもので、毎年度、全庁的な要望調査を実施するなどして、さらなる機能の充実と庁内利用の促進に努めているところであります。

要援護高齢者及び心身障害者（児）に関する個人情報につきましては、平成15年6月17日付け「個人情報の利用及び提供の制限について」の答申をいただき、適宜データの更新を行って「防災業務担当（現：「総合危機管理室」）」に配信しておりますが、今年度、上記の要望調査を実施したところ、他課から利用したい旨の申し出がありました。

また、高齢者に関する個人情報につきましても、複数課から当該システム上でのデータ整備及び配信の要望があったことから、住民基本台帳事務における個人情報が必要となります。

つきましては、実施機関内における個人情報の利用目的及び利用部局を追加いたしたく、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定により諮問いたします。

記

別 紙 「統合型地理情報システム（G I S）」による個人情報一覧（追加分）

【向田会長】 それでは、事務局の方からこの諮問内容、資料等について説明願います。

【藤田参事】 諮問内容のご説明をさせていただき前に本日、お配りしてございます、資料の確認をさせていただきたいと存じます。まず、式次第があります。それから諮問書の写しといたしまして、今、総務部長が読みました諮問文でございます。それと一体的に表がついてございます。参考資料としてカラーのもので、G I Sシステムの概念図でございます。揃ってますでしょうか。以上でございます。

諮問内容及びこれらの資料説明につきましては、私の隣におります総務部参事（土地情報担当）の竹永より説明させていただきたいと存じます。

【竹永参事】 竹永です。よろしくお願いします。

「統合型地理情報システムG I S」による個人情報の利用一覧の追加分についてご説明申し上げます。事務の内容ですが保健福祉サービスの対象となる要援護高齢者、心身障がい者・（児）に対する処遇事務に現在所管しているのは、保健福祉部におけます、福祉生活課、同じく介護保険課でございます。利用する項目ですが、氏名、年齢、住所、性別、生年月日、及び障がいの程度ということで、利用先につきましては、同じ保健福祉部であります、健康づくり課のほうに提供をしたいと考えております。その内容につきましてですが、「介護予防事業」及び「老人保健事業」等の効果的な展開を図る上で、地域ごとの対象者世帯（独居高齢者、高齢者世帯、身障者、及び要介護者等）の分布特性を詳細に把握する必要があるため、G I S上で当該個人情報を利用するということでございます。

次に後番につきましてご説明申し上げます。次の内容につきましては、住民基本台帳事務でございます。市民部における市民課が所管しておりますが、利用する項目につきましては、氏名、年齢、住所、性別、生年月日等でございます。利用先でございますが保健福祉部健康づくり課で内容理由につきましては、上記に同じでございます。

続きまして生活環境部市民生活課でございます。近年、高齢者の交通事故が多発していることから、高齢者を対象とする交通安全教室の開催等意識啓発に努めているところでありますが、さらなる交通安全意識の高揚をめざし、高齢者宅への訪問、啓発活動を実施するため、当該個人情報を利用するものであります。

次に、総務部総合危機管理室でございます。内容といたしましては、本市は、本人の申請、登録方式による「災害時要援護者支援制度」を実施しているところでありますが、登録者以外の要援護者のカバレッジ（把握率）の向上を図るため、当該個人情報を利用するものでございます。

尚、欄外にあります、当該個人情報は所管課からデータの提供をもとに、総務部土地情報担当において、一元管理し「統合型地理情報システム」に運用を通じて、各事業先に配信しております。尚、各支所につきましても、本庁各事業先の担当事務に対する事務を行っている部署にのみ、提供する考えでございます。

【向井田会長】ありがとうございます。この図を説明して頂きたい。

【竹永参事】それでは、図を説明させていただきます。よくGISという言葉で一括されることがございますので、概念図を失礼ですが付けさせていただきました。まず、GISの概念になりますが、例えば、提供情報A、B、Cと書かせてもらっております。それを所管する課がAかBかCかということで推理させておりますが、これらの各情報をGIS構築化のための土地情報担当への方に情報を提供してもらうことになります。この情報を地図と各種情報の統合をとることによって、有効で迅速なる事務効率を図ろうというのが目的でございます。ですからここにあります、A、B、Cプラス地図情報という視覚情報で処理をすることが大きな利用になります。この情報はすべて業務系サーバー（完全に閉ざされたGIS管理専用のサーバー）に格納されます。ほかのサーバーとは、一切異にしております。このサーバーから各クライアントに沢山絵を書かせてもらいますが、各クライアントへ情報を配信することになります。先ほども申しましたように地図を基本として、視覚情報として処理をいたします。このサーバーの機能におきましては、地域ごとの集計計測が可能となっております。この地域ごとというのは、例えば町内会ごとですとか学校ごとですとか条丁目ごとですとか、そういうことでの集計等が可能になってございます。今のこの右の方へいきますが提供先がAからGまで書いております。例えば、AにおいてはABCの情報を合わせて使う。そして、Bにおいては、BAとして使う。CはCしか使わない。でも実際これはすべてCに対して地図情報がぶら下がりますので、視覚情報として有効に働く、ということがGISの特徴になります。利用情報はすべて、地図情報と合わさって利用される。というのがGISの特徴になっております。

続きまして、セキュリティーについてお話させていただきます。GISにつきまして各課単位で設定しております、その課に属するものが個人ごとに設定されている、ユーザーIDとパスワードを入力することによって、情報処理利用が可能となっております。このシステムは各クライアントからアクセスが可能ですがログイン時は先ほどと同じようにユーザーIDとパスワードが必要となっております、先ほど言いました専用サーバーにおいて専用線を利用することによって、またサーバーにログ管理アクセスした内容等の把握ができるようにしてございます。以上でございます。

【向田会長】ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、いろいろご質問もあろうかと思いますが、ちょっとお聞きしたいんですが。今回は、利用先が健康づくり課とかあるいは市民生活課とかあるいは総合危機管理室となっておりますね、この概念図でいきますと右側のAかBかCか、これがまさしくこのデータになる。そしてその利用先で例えば健康づくり課であると、氏名、年齢、住所、性別というA、B、Cという情報ということでございますね。初めての方は良くわからないと思いますが、ご自由にいろいろご質問をして下さい。

【植松委員】あの、すいません。それをじかにみたことがないものですから、なかなかイメージができないのですが、そのパソコンで見られるデータというのは、地図上にこの情報が載った形で見られるのですか、例えば、そこにも直接的にそのデータが文字として出てくるものなのか、例えば、その赤丸になっているものをクリックすると情報が出てくるものなのかです。

【藤田参事】後者です、アイコンでその特色のあるアイコンですね。例えば65歳以上の老人であれば、黄色のアイコン。女性らしい形をしたアイコン。それをクリックするとですね。個人情報が出てくるんですね。プルダウン形式なのかちょっと私も解らないですけども、そういうタイプのレギュラー情報として重ねていつている。ですから画面開いたらリストが出るということではない。

【竹永参事】絵が見える。例えば地下の下水道ですとか、上水道ですとか絵が見えるのがこのGISで、個人情報の部分というのは、例えばそのマークをクリックすると始めてこの人が何歳ですとか見られます。ただそれを印刷することはできません。見て確認という形になります。主にGISで使われるのは、先ほど言いましたように、条丁目ごとですとか地域ごとにどれだけの高齢者がおられるとか独居老人がおられるとかという形の使い方が主になると思います。特に今後の計画立案等の参考資料にそれを使っていくのが基本的には多い。

【村上委員】市役所内での個人情報の取り扱いについて現状がどうなのか知りたいのですが、個人の氏名、年齢、生年月日、障がいの程度等の情報を持っているのは、福祉生活課とか介護保健課ですね、そして健康づくり課にはそういう情報は、例えばリストとかなかでは渡らないのですか、現状は、GISに地図上に落とす前の状況ということでの情報はどうか。

【伊藤市民生活課長】ちなみに私の方から説明させていただきたいと思います。聞いてて思ったんですけど。一応、こちらの方に利用する項目として、氏名から生年月日までありますが、私どもで利用したいというのは、図面上に今言いましたように、街区がありまして高齢者がいますよという情報だけなんです。どこに住所があってどうだこうだという情報を見るわけではなくて、図面上に表示されている一部を見て高齢者宅に訪問したいということです。

【村上委員】現状でできているわけですか、それを利用したい現状で氏名、年齢、住所、生年月日との情報はお持ちなんですか。図面上に写してもらうということで説明はわかるんですけど。現状では、そういう市民課で持っている情報を健康づくり課が知りたいといったときは分かるんですか。

【向田会長】それは個人情報の管理のもとでやっていますので、現状を説明していただいた方がいいんじゃないですか。GISの話はまず置いておいて、現状の個人情報はどういう管理をされているのですか。

【藤田参事】個人情報の取り扱いの庁内的な流れについて、私の方から説明します。例えば、住民基本台帳というのは包括利用が住民基本台帳法で認められている。目的の中で行政事務の効率化ですとか、住民福祉の向上などといったことで、実施機関内ならばそれは利用が認められているのですが、実際の運用上どのような手続きをとっているかということとなると思います。これはまず利用したいと申し出た課が市民課長に対してデータの提供依頼文書をまわします。それで、その業務の起案、書類でまとめたものが私どものところに回ってきまして、個人情報保護条例上位置付けられている「個人情報事務登録簿」というのがございます。これはどのような事務目的でもって、いつからいつまでどういった種類の、例えばこの場合ですと、氏名、年齢、住所、性別、生年月日等です。こういう個人情報の構成要件を、これを全部列挙いたしまして、それで、当該所管課だけ利用されるのか、あるいは他の課にも提供するのか。あるいは場合によっては、審査会にかけると案件だと思えますけども、事務実施期間前に諮問答申をいただいてから、判断をいただいてから、提供するという一連の日常的な流れになっております。ですからその各段階において当然、管理上少し注意した方がいいだろうというものは、私たちがアドバイスすることになってございます。ですから健康づくり課の方も、たしかに隣に座っている課なんですけど、まさにそういうところでちょっとこれ見せてくれないかといったような懐の甘さが、いろんなトラブルの発生する原因にもなりますので、そういった手続きを励行するように指示していきたいと思います。

【向田会長】その手続き、なんのために法律があるかという内部的に定めていますから。自由に指摘できないというのが原則。それにプラス地図情報も一緒に載せたのをいただきたい。これはまた違う話になる。

【村上委員】例えば、こういう目的で個人情報を使いたいということが、GISというシステムを使うことによって、地図上でわかりやすい情報となっているということですね。

それを使う際にもG I Sの情報ができあがって、使う時にも同じような手続きを取られるのですか。例えば、健康づくり課がそれを同じような手続きを行うのですか。ちょっと心配を思い浮かべましたけれど。

【竹永参事】サンプルで説明します。大きい図面を作っていないと申し訳ございません。例えばゲートボール場ですとか、街路灯防犯灯、子供110番等、それぞれひとつずつの情報としてなっております。それを図面上に必要とするものだけを合わせて、そして必要とする業務に使うわけです。それぞれある情報を、例えば街路灯、防犯灯だけをここに標記するという処理方法です。これも個人情報でないものについても、誰でも見てもいいという訳ではございません。それぞれ業務にあったものを。例えば税務課の人間が街路灯、防犯灯を知りたいというのは、別の意図にかかわる可能性がありますので個人情報でないものの、その業務にあった仕事以外は一切出さないというのが原則です。

こういう風にすることによって、いろんな情報が重なることによって、この地域がどういう風に整備されているのか、どういうものが足りないのか、ということを総合的に判断するというのがこの地理情報のものになります。花川北団地のある熱水管や地下埋設物のマンホールですとか配水管です。これがなぜ必要かといいますのは、例えばここに工事があった時にどういう支障物件があるのか、今までは何があったらということで、下水に行ったり熱水管の担当のところ行ったり下水に行ったりとか、いろんなところの部署に行くわけなんです。それをしなくても一時的に、例えばここに道路を作りたいという場合はこの情報をとにかく全部出して見れば分かるということです。これは当然工事関係ですので個人情報とはしません。しませんけど、そういう処理が可能ということになります。もうひとつは遺跡です。これは教育委員会が持っている遺跡情報です。希少生物、「石狩のキタハウネンエビ」という珍しいのが発見されたんですけども、そういう生活環境も含めて、例えば、こういう所に工事があるとか何かがあるとかいう時には、ここには遺跡がありますよと、ですから遺跡の発掘をまって、工事に入って下さい。希少生物があるのであれば希少生物周りをやる時にはそこについてはちゃんと防護柵をつけてください。という行政側からの自動的な指示が出きます。それを有効的に図っております。

先ほど言いました地区ごとということの集計で申し訳ございません。例えばここは美登位地区という場所です。ここにおいて田んぼと畑はどの位あるんだろうか、そういう事を今までやるのは土地台帳で、それをG I Sでは地域を指定してボタンを押すだけで、大体3～5秒くらいの間にこういう集計が全部出てしまいます。これもこの一同における業務に効率的に働くということで利用されております。これと同じように先ほど、今回、諮問しております老人等の情報分かりましたら、例えば何条何丁目の地区に独居の方が何人いるのか、例えば、それは住基上から持ってきておりますので入院しているとか、そういうことは掴めません。それは危機管理室の方で別に個人の方から承諾をもってやっておりますので、そういうものと付け合せながら間違いのないきちんとした精度で物事を進めていきたいというのが趣旨でございます。

【矢吹委員】今、現在健康づくり課で障がいの程度となるものの一覧表は持っているのですか、持っていないのですか。

【向田会長】このサービスのために一覧表は無いけども地図上にする気はない。サービスをする場合は、もう一度内部で個人情報のやり取りをして、そしてさらにこのG I Sを振り落としていく。つまりどういうことかということ、まず素人だと考えてください。まず利用すべき項目は常に持っている。しかしそれを地図の上に落とす作業が必要となってくる。その場合にどこまで情報をという質問なんですね。

【村上委員】地図上に落とすと便利なことは解かりますけど、それをするには個人情報全てはつきりこちらの方に映るということだと思いますからその手続きはどうなっているのかということです。

【向田会長】それは内部の手続きとして福祉生活課とか介護保険課が持っている情報を健康づくり課が事務手続きに従って請求し提供してもらう。今度その情報を地図上に落とすたびにG I Sを使いましょうということ。今日はこの部署の前段階の話ですよ。

【藤田参事】どちらかということG I S上に展開してよろしいですかという審査会に対するお伺いが、第一回目ですね。それに対してお墨付きをいただきましたら、個別具体的に提供課と利用課の間で、あるいはその土地情報担当の元締めの方に、きちんと合議をいただきながらそれから私どももチェックをしていくというような個別具体的な手続きに入る訳です。その前段、個別具体的にやる前に大筋論としてお図りしているというのが今日の審査会。

【村上委員】それであれば、個人に市民の方にそのようなことをしてもいいですか、ということをお聞かなくてもいいんですか。

【藤田参事】条例の構成上は原則的には本人の同意を得ること。ということになっております。ただしそれについてはいくつか条件がございます。

【村上委員】審査会が許可したらいいということですよ。

【藤田参事】はい。

【村上委員】私はやっぱりこれはどうなんだろう。市として便利なものを使うというのは要望もわかるし、とてもいいことだけれどもどうかなという感じです。

【植松委員】ちょっとよろしいですか、健康づくり課の方が内容上については解釈できるんですが、市民生活課の内容や要望の中身なんですけれども、交通安全意識の向上を目指す啓発、予防の促進ですよ。これをするのにこのシステムが無いとできないものなんじゃないかな。

【伊藤課長】基本的に市民課の方から直接抽出してもらったリストをもらうという訳ではなくて、地図上から落とし込んだ、図面に落とし込んだ絵柄でもって、その地域を回るといって、高齢者の方の交通安全の啓発ないし、交通安全用のグッズを渡すという形で啓蒙活動をするための一つの媒体として、地区を限定できますので地区の限定でのシンボリックに高齢者がいますよ、という表示がされていますので、その家を回るといってことです。

【植松委員】先ほどプリントアウトはできないというお話がありましたが、今のお話だとそれを持って歩く的なお話が出ましたがそこはどうなのでしょう。あともう一つ、例えば町内会会議でこういうことができたりとかしないものなのでしょう。そういう情報をこういう形で使わないと形のお話はできないのですか。

【伊藤課長】個人宅を回るのは全部回ればいいんでしょうけど、ある程度その期間限定成果を含めて、それがあることによってより早く高齢者宅を回ることができるってことです。

【向田会長】プリントアウトできなくていいんですか。

【竹永参事】ちょっとすいません、よろしいでしょうか、各データではこういうようなものを持っている訳なんです、例えば地域を歩くときにこの場所がどこかというのを、例えば花川北地区の何条何丁目を重点的に回りたいといった時には、そのシンボルで落とされた図面をお持ちになって行くとすごく効率的に回れます。これは原課にあるんです。それをこちらの方に提供してもらいますけども。それを地図の中に落とすようにシステムを構築して、そして使うたび、使うか特定かになりますが、そこでそれを使うという形になります。

【矢吹委員】さっきGIS用のコンピュータからプリントアウトできないと言ったのでは。

【竹永参事】こういう名簿のプリントアウトはできません。地図をプリントアウトはできます。申し訳ございません。地図のプリントアウト、今のシンボルを入れた状態でのプリントアウトはできます。ただこれを使ってですね、第三者なり提供課の方が全部のプリントアウトをしようとすることはできません。

【植松委員】お聞きたいんですが、総合危機管理室が使おうとしている目的、内部利用の中に、本人の申請登録方式によることを実施しているが、登録者以外の要援護者のカバレッジの構造を図りたい。でもこれは申請登録方式があるんですよね。申請登録をしていない人を把握するためということ、本人の意志がそこに反映されているシステムがあるのに、これはどうしてなんだろうと思うことが1つと、今の状態の中で申請登録をされている者とされていない方のリスクはどのくらいなんですか。

【吉田課長】今のご質問の中で災害弱者支援制度というのがあって、実は災害が起きたときに町内会、少なくとも災害が起きたら行政は何もできないだろう。地域の人達で助けて欲しい。ということをや請支援していただきたい。そこでそういう情報が無ければ活動ができないということで情報が欲しいという問い合わせがあるんですが、でもうちの方は土地情報に関わることなのでそれはお渡しできませんという。そういった色々な悩みがありまして、実は災害弱者支援制度というのを作って、要は自分自身が大変自力が困難だと思う人が市役所に行って申請をしてもらって、それを市が登録してその登録した名簿を町内会長とか民生委員に渡して履歴しておくということを今やっております。そして今350名くらいおります。私どもの試算では約3000人位居るだろう想定している。当然申請する人は当然同意を頂いております。町内会長にも渡すとか店にも渡すとかにも同意を

頂いております。そうやっているのですがなかなか全員の申請がされないというなかで実際の災害が起きたら、それ以外の人達、やっぱりこれは一つの責任において、遅くとも同じ町内会に情報のお知らせをしたい。それを事前に私ども把握しといて、というところなんです。それをGISで見て、プリンターをお繋ぎしてその情報をもとにして活用したい。

【向田会長】万が一災害が起きたときに1からやるよりも、時間的にも節約になる。これがあまり登録されていないと言うのはなんか理由があるのですか。

【吉田課長】コマーシャルといいますか宣伝が悪いのが1つと思います。それともう1つは自分の情報が全部分かるということも1つの理由かなと。それはまだ調査したわけではないので分かりませんが、いろんな事を踏まえて、やはり問題は知れ渡っていないことだと。

【矢吹委員】ご本人がこういう個人情報を調べられたくないのかという方がいらっしゃる以上これはどうなんだろうな、と思います。

【酒井参事】本人が調べられたくない限りは身内の中でも同じではないか。実際なんかあった時は市はいったい何をやっているんだと言われるのは決まりですよ。本人が嫌だと言ったのでこういう成果を上げたからやらなかったと言えるけれどもどうかな、だから一応把握だけは。

【吉田課長】要するにそれ以外申請以外の人達の情報を引き継ぐのではなく、防災担当だけが持っている、それに備えて災害時にそれを活用することになる。本当の災害時にはそういう人命に関わることで出すかも知れないですけど。ただ原則は担当課が持っているということになります。

【植松委員】PR機能をもっとしていくことが先なんじゃないだろうかと思ったんですけど。

【向田委員長】難しい所ですね。そこは実際にこうしたらどうなるんだろうかという話になります。

【矢吹委員】基本的には今の話で起きたときという前提で、今まさに適切な当然の責務ですから、これは仮に個人情報としても、個人でも抱える問題。それを前の段階で出すのはまずいかと思います。PR並びに、個人に説得にいくために行政のみが扱うという趣旨であればいいのかも知れませんが、それならいいと思うんですけど。こういう制度があるからどうですかという、どこに言いに行ったらいいかという、地図上に落として、その人に必要と思われる所に行くというのに使うのに適したい。

【村上委員】総合危機管理の今のお話の中で、3000人位いるかも知れない、300人くらいしか把握できてないというお話で、もしこれが地図上に把握されていたとしたら3000人を助けることはできるのですか、行政の方で。

【吉田課長】実際に行政として対応する。例えば3日ぐらい、冬の場合は1日持たない訳ですから。ただちにそれを行政ではまず不可能です。ですから今、災害者支援制度を使って、地図でこの人達の名簿に基づいて作成したものを提示してくださいと。それともうひ

とつは各家でも、本当に災害が起きたときに町内会にお知らせしなくてはいけない。こういう方を助けて欲しいというのも必要となってくると思います。今年の冬もそうだったんですけれども実際雪が降って、間口や玄関が開けられないとか、雪に埋もれているという状況の中で、私たちも非常に苦労しましてその人達に声をかけているとか、なんとかして見守る方法が無いんですね、情報といたしまして。それで消防署の方では独居老人の台帳を持っているんです。自分達が色々コツコツ歩いてそういう情報取って、老人家庭台帳というものが作られている。そしてそこに近づいてみて訪問して大丈夫と声かけをやっているんですね。その制度を活用して今回やってくださいというお願いしました。ですから例えばそういう情報が私どもにあればですね。それから言えば使えると思いますし、まあ本場の地震などの災害じゃなくても雪害の災害の時にも使えると思いますし。

【向田会長】消防署の方ではかなり精度が高いんですか。

【吉田課長】ええ、だけど誤差はあると思います。全てを網羅している訳ではないので。一番情報としては持っているのではないかと。

【白井部長】春、秋の火災防止週間には査察という感じで、一般のお客さんに来て頂いてここに独居の中のお悩みを。台帳におこしておきますから、その流れのスペースを取るところで、後で消防団ごとで使うという。かなり精度は高いんですよ。それ自体がまた危機管理で、そのうちまた個人情報とか分かれているんですよ。うまく挟まればいいな、というのもあるんですけども。これ、本当例えば、平成の大地震があった時も、阪神淡路島の今は合併になった北丹町というところが一晩で全員の、要するに安全が確認できた。これは理想になっているんです。なぜだと、それは消防団が全ての例えば堺付近であれば、あの方はいつもこのあたりで寝ているね、ということを押さえちゃっているんですね。そして埋まっている人いないかと、ほとんど一昼夜で全部確認した。逸話が残っているんですよ。なぜ一昼夜かというと、やはり隣近所みんなが信頼し合って情報を共有し合っているんだというところにあるんだ。それが果たして石狩でできるかと言ったら、こういうところで全てが比較し、出すのが総合危機管理との一つのネックとなっているなというのがあるんですね。まあ個人情報を持っているからじゃあ全部できるかと言ったら、なかなか。行政で三人助けられるかと言ったら、これは地域で助け合っていかなかったら行政でやるより本当のなんぼもないだろうと思いますけど。

【向田会長】こういう目的のために、それが目的外利用だと困るから、要するに注意して欲しい。

【白井部長】所管課が持っている情報は先ほど冒頭で説明した。担当がパスワードを触れなければ要するに入力できない。じゃあそれを今、地図下に落としたときも、例えば健康づくり課では元々持っていない情報を利用した地図情報を使う時にやはり同じ仕組みでのセキュリティーを図れるということなのかな。

【竹永参事】必ず個人単位になりますので、個人のパスワードでないと絶対中に入っていないけません。

【村上委員】そういう事を考えれば安全に管理されるだろうということで全て進むんですが、今の世の中情報が漏れは大丈夫ですよ、と言ってもですね。そういうことが分かっている中で個人情報保護法ができた。そもそも目的からいえば本人の同意や真意にですね。情報が安易に構築できるようなGISという形で、安易にですね、広がっていく恐れを私は凄く感じるものですから。私はこの審査会になんで入っちゃったんだと思っちゃうんです。やはり市民のことを考えたりなんかすると、まず同意を得てからじゃないかなと。審査会がいいと言えばやれるんですよ。だからそこら辺、私すごく気が重いと思いまして私としてはこういうことをやりますよ。と先ほどのちょっとした3000人による情報すら届かないような中でですね。なんか全市民に関わっていくような事が高齢者とか大変大事な部分ではあるので便利さとかも私も分かりますから。あったらあったらいいなという風に理解します。

【向田会長】だから心配している情報漏れがあったら市役所で情報をきちんと管理して個人情報管理してるかどうか、それがまず1つ心配。

【村上委員】そうですね、それもありますし。

【向田会長】それについては担当に説明していただいて、まずそういう個人情報は決して外に持ち出されないよということを、そういうシステムを構築しているということを説明してご理解いただかないと。

【藤田参事】一般論を話しておりますと非常に説明が長くなりますが、例えばGISの先ほどの竹永参事の説明のポイントです。図面を見ますとこれはいろんなネットワーク化されてるいろんな部分が繋がっているシステムではないんです。これは専用のシステム、提供される部分が局局限定的なものということです。それを個人が見る場合もですね、IDで例えば藤田正人というのをアルファベットの番号にしたもので、それとパスワードですね、パスワードについては石狩市のセキュリティポリシーと、こういうものを扱う時の基準がきちんと定められています。定期的にそれはきちんとパスワードは変えることということになっておりまして、その人間が例えば藤田と特定された場合に、その人間が見れる情報というのはその人間ごとに決まっているということです。じゃあ、この人間が人事異動で配置転換になった時にどうするかという時は、そのリストをどの人間がどのような閲覧の資格を持っているのかということを全部入れ替えるという作業をしておりますので、さらにその人間がいつどういう情報を引き出したのかというのは、ログ管理としておりますけれども記録を残して、もし出るとはあったらならないのですけれども漏えい等発生した場合は、発生源をかなりの確度から特定することができる。という仕組みになっております。最近も随分その個人情報漏えいのことで毎日のごとく新聞紙上で賑わっていて、自衛隊の護衛情報が流れたとかあるんですが、あのケースはどういうことかといいますと個人のパソコンを基幹ネットワークの中に接続しまして、あるいはフロッピーとか他の媒体で持ち出して自宅で作業を行ったと、そのときにお友達と気軽な意味でファイルを交換できるWINNYという名前のソフトフェアというのがありますがそれを格納

してパソコンのウィルスがかかってしまって、そのウィルスが悪さをしてWINNYの機能を利用して大事な情報を外に勝手に持ち出すように指示をしてしまった。ただ、石狩市の場合は、まず個人用パソコンをこの庁舎に持込ということが許されていません。それからましてはネットワークに繋げるということは許されていません。ネットワークに仮に物理的に繋いだとしても、それは本体を認識するという部分は情報管理課の6名程度のスタッフがマスター権限で最大ハイランクな権限でもって操作をしない限りこれはネットワーク上のパソコンだと認識がなされない。つまり物理的に繋がっても機能しないという状態。そういうことですね、できるだけコンパクトでクローズドに閉ざされた環境の中で使用するという使い方をしてやっております。万全を期しておりますが万が一ということがございますので、毎年毎年、評価検証を行って問題点の洗い出しをしてその部分に問題点があったとすれば確実に潰していくというやり方をしております。

【酒井委員】GISアクセスというのがあるんだけど、どっちかの見たものを把握したときに今GISアクセスの方に、例えば今のネットワークと同じですが今のこのGISですか地図で出したデータ、それを自分でコピーしておいて名簿的に、例えば独居老人の所にすれば、やろうと思ったらいくらでもやれますよ。全部セキュリティーに真剣にやってもこのために使うんだとコピーしてやろうと思えばやれるんですよ。いくらでも極端なこと言うと今の送付書の話もそうです。職員がそういうものがあって、じゃあ使うかと思えようと思えばやれるんですよ。だから防衛庁のレベルの低い話と違って悪質にやろうと思ったらいくら頑張ったって無理。ただやっぱりそれと市民の生活の生活環境のレベルアップ、それと市としても行政のレベルアップ、それでどうするかという部分がここで我々が責任をもって答えを出さなければならないということなんです。

【藤田参事】今、国会に個人情報保護法の改正案が自民党の部会の方から提出されております。そのミソは両罰規定で法人と法人の責任者については罰則がございます。今般は、酒井委員がまさにおっしゃったように、やった本人をなんとかできないか、ということで本人あての罰則規定。これはかなり重いものです。これは科そうという動きになっておりまして、そういう悪意を持ってする部分を適切に処罰してそういうことになるんだよ、という、広く広しめてそれでそういうことが少しでも起きないようにという処置だと思えます。そういう動きが出ています。

【白井部長】私から言わせていただければ職員の昇格、人事については、市や職員が運営しているという風になかなければ、なかなかこの個人の情報というのは中身を見ながら、全部がきちんといけるかという、それをきちんとやるというのを前提で照合させてもらっていると思っております。またセキュリティーの総合的な責任者は私であります。そういったことで、月一回の点検をしておりますので。まあ、その辺は未見のミスというのはついて回る訳ですが、そんなことが帯広であったように、ちょっと人にパスワード貸すことで情報として出たという例も報告されている。その都度私どもとしては調査員対応の中でそういった点検作業をさせていただいておりますので、この辺はあまり宣伝するとまた

中が出て行く恐れがあるので。一応できる範囲のことをさせていただいている中ですね。取り扱いをしていただければな、という風に思っております。

【酒井委員】賃金より個人情報の方が大切というレベルになってくれればいいですけどね。

【村上委員】気になる質問が一つ、市役所の内部の事がどうというよりは業務用サーバーは民間の方じゃないですか、市役所内部のことなんですか。それはいいとして、あとはこういう高齢者を対象とするようなG I Sは他市町村もやっていますか。

【竹永参事】恐れ入りますがG I S自体がまだ発展途上といえますか、まだそれほどやってはございません。ですから我々も1年に1回ですね、全職員を対象としまして会議を開くんです。1ヶ月余りかかって、そのなかで個人情報の扱い方、自分達がパソコンを使って出した書類はどうするか。そしてそれを使った後はちゃんとシュレッターをかけなさい。また、2年、3年とって統計的なものを取るものはきちんとファイルとして鍵のかかるところに保管しなさい。という風に一応口頭での職員教育はしております。それでも、先ほど委員が言われましたように、やる気になれば出したものを誰かにやってしまいます。というのを、それもあくまであれですけど一応私達は毎年しつこいくらいに教育はしております。あくまで内部資料に限りということで設定をしております。北海道的にもなかなかやっていないと、こういう審査会を通してそうですが、私の知りえる範囲ではございません。

【白井部長】このG I S自体が石狩市はかなり進んだ町なんです。

【村上委員】美唄はこういう風に載っているよう、出てたんですが違うんでしょうか。

【竹永参事】G I S構築する図面というのはいろいろな図面がございます。例えばゼンリンさんで売っている図面を使う場合もありますし、いろいろな図面を使うことができます。石狩市のG I Sが国など全道的に認められているというか評価が高いのは、これの基図となるものが俗に地番図の方なんですけど、これが地籍調査、国土調査法に基づく筆界を確認しているというのが1つございます。それとそれに準じて航空写真、ここに前、ご審議いただきました家屋形状の部分もそうですけども航空写真を毎年飛ばしまして、そしてその形状を図化しまして。そして落としていくということです。ですから、なかには家を取り壊したにもかかわらず、その近くにあったとかありますけども、もう9割り方ほとんどございません。それ以上に現況図と図面というのが非常に精度が高いというのが使われる大きな理由になります。先ほど言いました集計、計測という部分のお話ですけども、計測の場合は例えばどっかに道路を作って、その場合10メートル道路を作ったら、用買費用としたらどのくらいかかるんだとか。という計算が簡単にできます。つまり一職員が一生懸命座標計算と言いますがそれをして、そして面積を出してやると金額をはじき出すという必要はございません。単純に何筆あって、そのうちの何筆が今回買収する面積ですというのができますので、それに評価されている単価をかけるという風になると本当に効率の良い、本当に正確と言い切れなくてもそれに近い状態の用務が迅速にできるということになります。ですから、そのG I Sという部分ではいろんなところでやっているのは事実です。

村上委員の言われるとおりですが、その元になっている地図については、言いましたけど精度は非常に高く整理されているということになっております。

【村上委員】図面とかはいいんですけど、そこに個人情報を載せるというようなことが始めてというようなことがそのケースだとすれば、私は、ちょっとイエスとは言えない。

【向田会長】GISの利用については、これは既に平成15年6月17日にあるんです。

【村上委員】あるんですか、これは何にのっかっているんですか。

【藤田参事】これは土地情報です、土地の所有者。高齢者の情報も平成15年の段階で審査にかけております。

【村上委員】高齢者の何が目的ですか。

【藤田参事】要支援者ですね。

【村上委員】その場合もそのままここで審査しているのですね。

【竹永参事】あの、既に防災担当と整理させてもらっておりますけども、この段階ではケア福祉サービスの対象となる要援護者、高齢者、身障者（児）に対する処遇事務という形で情報を我々の方で整理させてもらっております。

【村上委員】もうすでに位置付けをされているのですね。要支援者がどこにいるというのについては、それ、そうやって使い勝手はとて良くなったとは思いますが、特になにか問題ありませんでしたか。

【竹永参事】2000年問題の問題がでた時にはこれを持って役所に職員が待機して、ペースメーカーとかなんとかで時刻が変わる形で何かあったらということで、それをもって総務職員が待機したということがあります。

【向田会長】いっぺんにたくさん話が出てきたのにちょっと急ぐようですけど。過去もそういうような流用、個人情報の流用について必ず注意を払うということを前提として今回の答申についてまとめたいと思うんですが、どうでしょうか。

【植松委員】基本的にはよろしいと思いますけど、先ほどもお話がありましたけども総合危機管理室で活用するときに関しましては、多分されているのだとは思いますが、例えば広報誌などできちんと理解をしていただくということを含めていただければという風に。

【向田会長】村上委員いかがですか。

【村上委員】矢吹先生、これは個人情報保護法からは、こういった部分については問題ないものなのですか。以前にもう既に要介護者、要支援者ですけども、氏名、年齢、住所、性別、生年月日。生年月日を地図上に落とすというのは12月生まれはここだとか。

【向田会長】そういうことではなく。

【村上委員】何歳という部分でということですかね。それ気になったので、これ見て凄く気になりましたので。

【竹永参事】生年月日のことについて少しお話します。もちろん先ほどのシンボルを1つクリックしますと生年月日が分かりますけども、実際使うのは先ほどのシンボルと同じです。つまり65歳以上、75歳以上というそういうランクといいますか、そこにおられる

方がどこにどういうふうに住んでいるのかというのを見る事をはっきりさせるために生年月日を必要としているということになります。

【矢吹委員】個人情報保護法というのは、民間対象なもんなんですから、そのかわりに行政庁はどうなのかというと、国の情報を自治体の場合はこの条例なんですよ、この条例で利用を認めるのかどうかというのはここにいる人間にかかっている。

【向田会長】当委員会が勝手にやってはいけないということですから、そういうことは後で議論して、利用を認めてよろしいかどうかということの話です。

【藤田参事】最近の動向ですが、保護法が制定されて一年経過しまして、その間にJR西日本の福知山線の事故がおきた時に、ご家族の方が心配されて病院に照会をかけたところ、いるともいないとも申し上げられませんかと言った病院が1つ、あとはもう1つは有事のひく状況だから、人の生命の安全に関わることだから教えたと。そういったように、さまざまな誤解と申しますか過剰反応というふうに新聞記事に書いてあるんですが、それでこの2月28日はですね、政府の方で関係省庁の連絡会議を行ったみたいです。それでやはり国民の方々にですね、この法の立法趣旨がうまく伝わっていないと、これからもっともっとPRしないといけないということが申し合わせになったらしい。矢吹委員がおっしゃるとおり、たしかに民間事業者、個人情報保護に関わる総則と、民間事業者に対する規定で構成される法律があるんです、そこの目的の第一条に、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利義務を保護することを目的とするというふうに第一条に書いているんです、ということは個人情報保護法が作られたというのはまず第一次的に個人情報はいくつかの社会において非常に有用性を持っていて、そして人々を幸せに便利にするために活用するんだぞという前提認識があって、けどもそういうことをむやみやたらにやっていると個人が傷つくことも出てくるから、それについてはがっちり必要な手立てを打っておきましょうと。ところがどうも後段の方が受け止め方として拡大して伝わってしまったので、人のことは一切しゃべってはいけない、どんな状況においてもしゃべってはいけないというような誤解が広がってきたのかな。

【酒井委員】個人情報をただ悪用するのが多いものですから。ですからそのあたりで縛りかけてお役所の方も勝手にお役所が使うというのも縛りかけないといけないだろうというところから来ているんだと思うんですよね。私、税理士ですから税金もちょうど時期なんですけど、皆さん設定のことをいう。税金って違うよと税金は取られるものまで目的ではなく払うべきものだよと。その中で税金が物凄くかかる、そればかりみんな言っちゃうんだよね。これも多分同じ分野だと思う。役人が扱うよと、個人情報を扱うよと、ただ個人情報の特定の分野については制限しましょうというのが本来の趣旨ですよね。お役所も使うんだよという、使わないと仕事になりませんから使うんだけど。けどそれを闇雲に使われては困るよという中でYESかNOかと言わなきゃいけない。

【矢吹委員】結局、個人情報は自分自身ことにすることで自分でコントロールすることが問題。だから民間ベースでいけば、目的外使用、目的外でなければいいよと言っ

ているのは自分で提供した情報でそれに使われるのはかまわないと。しかしそれが目的外に使われるのは嫌だよ、という感じでコントロールする。じゃあここでいえば行政の目的とはまずなんなのか、行政というのは一番危険な存在である。国民を全部縛りをかけるというそこからも国民を守らなければならないという、だから逆にいえば行政という制度をつくって、我々は最後の段階では個人のせいでとか安全を守ろうという。その若干の事情も総合危機管理室で最後の危機管理の本当に災害時に利用するために用意をしておくというのは、それはいまさら本人が使用しまいが、いざとなったら救援のためにやらざるおえない。かえって二番目の交通安全意識の向上というのは、必要なのでしょうかという、かえって遠い存在なのですから、そういう危機的な部分に、そんなふうにしなくてもいいのではないですかと。

【向田会長】今のところについてはいかがですか。議論としては、どの程度の利用なのかと皆さん。交通危機感というのは。

【伊藤課長】私どもの課の方で交通関係で団体等含めて交通啓発というのをやっているんですけど。大体年間で80ぐらい、大体7200人程度の対象者に対して、啓発をやっている。サンプルの交通事故を見ますと高齢者一人歩きを含めた交通事故が特に多いというような、死亡事故を見ますと高齢者の死亡事故というのが一番多い。昨年の道の交通事故死はワースト1で、高齢者と子供にここら辺に集中的に交通安全の取り組みをしていこうという形でやっております。石狩の場合は高齢者というのは約16回程度開催させてもらって、650人位の高齢者の方の協力を、高齢者クラブという団体に対してやっているんですが、高齢者クラブに入っていない高齢者の方がやっぱり圧倒的に多い、なおかつ高齢者と言われている、さらに上の方に対しての教育というか指導をしていくというのがやっぱり圧倒的にできないでいるというのが現状です。各市町村も最近は特に増えてきたんですけども、高齢者に対する家庭訪問で高齢者なので会話をすることが一番大事なことを考えている。地区を限定しながら高齢者に対する啓蒙をやっていくということが多分これからそういう形での啓発が多くなっていくのかなと、やっぱり出てこれない方に対する啓発をやっていききたいというのが、これからの交通事故に遭わないような。

【向田会長】担当者は何人ぐらいですか。

【伊藤課長】一応3名です。啓発をしながら三名で回っていくという。それが交通事故の減少に繋がる。交通事故ばかりではなく防犯も含めた対策にもなるんじゃないかというふうに思っております。

【向田会長】一般的にもGISによる個人情報の利用というのは行政の効率性とかそういう、人手はかけられないけど情報を利用することによるメリットもあります。

【村上委員】だから、それ使いやすいといたら全部そこがYESかNO。

【向田会長】GISをこういう目的に利用したいという風になれば内部で協議し、こちらにかけてそれを前提としている。

【酒井委員】網のかけ方がどこまで、そこもカバーの部分だろうと思うんです。網がなけ

れば困るし、網が絞り過ぎても困るでしょうし、たしかに今、市民生活の方で、これはどうかいう部分があるのかも知れませんが。総合危機管理室の方では私はこれは必ず必要な部分にあたるのではないかなと思う。私は元々役人だったものですから特別その気になってしまうんです。使えるものを使わないで手作業でのみやるのはかなり無駄になってくるんですよ。せつかくあるものであれば使いたいというのは分かりますよね。ただ後はそれをどのようにして情報を守るかという、それしかないんだろうなと。

【向田会長】いかがでしょうか時間も時間でありますけど、先ほどの総合危機管理室におきまして、PRするというのを推し進めていきたいということをしてですね。そういうことを取り入れて私としては利用については支障ないと思うんですけど、よろしいですかそれで。

【村上委員】今この利用先がここの部分についてということですか。その有効性というのは分かりますので、いいという風に私は思います。ただ一部だとすごく何でもかんでもというのは恐ろしい。

【向田会長】もちろん、それはここの委員会でもたろりますので。

【酒井委員】将来はこっちの方で行くと思いますよ。みんなネット組んだりしているからこういう形で行政との連絡、個別に町内会の調査等、GISの全てのものが組み込まれるというような分野でいきますから、将来的には何十年になるかは分からないけども、こっちの方の管理の方が。GISの極端に言うとな職をを半分にする程も大きくなる。

【竹永参事】酒井委員のご指摘のとおり、このGISの分野はこれからどんどん伸びると思います。

【酒井委員】かなり伸びると思いますよ。既にこういう風になっていると思っております。

【村上委員】これは例えば無くなったりだとか、いろんなものにどんどん変わってたりとか、そういう風に常に更新しているんですか、情報についても。

【竹永参事】データも含めてすべて更新しています。

【村上委員】年に何回とかですか。

【竹永参事】その情報によって変わります。例えば下水なり何なりであれば工事の終わった年度末をもって配管の整備をしますとかそういう風にその情報、その1つ1つの情報を更新をある程度で決めます。前にもりました土地にしましては1月1日に数え切れるとしてやっておりますので、それは1月1日の状態で終わらす。そしてその後の異動については、全部ストックしていますが。その後で次年度の頭で見直すという形で、そのつど最新版がいいという話がありますけどもそれはしません。もし後に異動があるのであれば、それは法務局なり税通で来るものをもって、きちんと中を調査しなさいよということで職員教育をしております。

【向田会長】よろしいですか。先ほど言いましたようにもう一度確認いたしますと、くれぐれも個人情報の流出がないように注意して、これは当然のことです。それから総合危機管理室の本人の申請登録方式をPRするというのを条件として、答申には付け加えませ

んが、そういうことを一応議論したという事をお話して、この諮問に対して認めるという形で答申したいと思います。よろしいですか、その他に何か特にありますか。

【藤田参事】ご審議いただく事項としてはその他案件はございません。

【向田会長】総括事項か何かありますか。

【藤田参事】最後に申し上げる予定だったんですが、気の早い話ですけど次回の開催ということになります。例年、条例の第6条にあります、年一回運用状況の公表をするということになっております。制度運用上の公表です。これに関わる資料が取りまとまりましたら、また今回と同様に日程調整をあらかじめさせていただいて4月ないし5月ぐらいをもっとうに開催をさせていただきたいと考えております。今、答申の準備をしております。

【村上委員】そういうことが決まったってということで、やりますよということはどこでお知らせが出るんでしたっけ。

【藤田参事】これはですね審査会という審議会です。今日、私パソコン持ってきてますけども、ここの石狩市のホームページの中の市民参加手続きという所にですね。これまでの14年度からの全ての諮問案件が載ってございまして、市民の方もホームページをご覧になれば、いついつ時点でどのような案が流されたのかというのが分かります。それから概要ですが市内にございますアイボード等にこういう答申が出て。いついつからこの事業については実施をいたしますということを条例上公表義務がありますので、そういうことでそういう形でお知らせしております。広報についても紙面の関係で小さく載ることになります。

【村上委員】市民の方々が、例えば自分の情報がどのように生かされて有用に使われるだろうというようなことを、もっとわかり易く言う必要が、いわゆるこういう審査会でこうですよ、ああですよと言われても、認識は凄くしにくいと思いますね。

【植松委員】今日決まったものが、基本的に運用されるのは4月1日からですか。

【藤田参事】その時期だと思います。本日答申いただけたとしたら4月1日からの運用稼働になりますか、今回の案件につきましては

【竹永参事】4月1日を予定しております、もらえる相手の課がございまして、その関係がございまして、やはり災害速達の時間は待てませんので早急に対応したいと考えております。

【向田会長】それでは、答申書でございまして。

平成18年3月8日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範

平成18年3月8日付石土情参第25号をもって諮問のありました、「統合型地理情報システム（GIS）」による個人情報の利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。